

(別添 1) エコリフォームの対象となる窓の仕様例

地域区分	建具の種類又はその組合せ	代表的なガラスの組合せ例
I 及び II	次のイ、ロ又はハに該当するもの イ 三重構造のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率(単位 1 平方メートル 1 度につきワット。以下同じ。)が 1.91 以下であるもの	イの場合、ガラス単板入り建具の三重構造であるもの
	ロ 二重構造のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率が 1.51 以下であるもの	ロの場合、ガラス単板入り建具と低放射複層ガラス(空気層 12 ミリメートルのもの)入り建具との二重構造であるもの
	ハ 二重構造のガラス入り建具で、少なくとも一方の建具が木製又はプラスチック製であり、ガラス中央部の熱貫流率が 1.91 以下であるもの	ハの場合、ガラス単板入り建具と複層ガラス(空気層 12 ミリメートルのもの)入り建具との二重構造であるもの
	次のイ又はロに該当するもの イ 一重構造のガラス入り建具で、木製又はプラスチック製であり、ガラス中央部の熱貫流率が 2.08 以下であるもの ロ 一重構造のガラス入り建具で、木又はプラスチックと金属との複合材料製であり、ガラス中央部の熱貫流率が 2.08 以下であるもの	低放射複層ガラス(空気層 12 ミリメートルのもの)又は三層複層ガラス(空気層各 12 ミリメートルのもの)入り建具であるもの
III	次のイ、ロ又はハに該当するもの イ 二重構造のガラス入り建具で、少なくとも一方の建具が木製又はプラスチック製であり、ガラス中央部の熱貫流率が 2.91 以下であるもの	イ又はロの場合、ガラス単板入り建具の二重構造であるもの
	ロ 二重構造のガラス入り建具で、枠が金属製熱遮断構造であり、ガラス中央部の熱貫流率が 2.91 以下であるもの	
	ハ 二重構造のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率が 2.30 以下であるもの	ハの場合、ガラス単板入り建具と複層ガラス(空気層 6 ミリメートルのもの)入り建具との二重構造であるもの
	次のイ又はロに該当するもの イ 一重構造のガラス入り建具で、木製又はプラスチック製であり、ガラス中央部の熱貫流率が 3.36 以下であるもの ロ 一重構造のガラス入り建具で、金属製熱遮断構造又は木若しくはプラスチックと金属との複合材料製であり、ガラス中央部の熱貫流率が 3.01 以下であるもの	イの場合、複層ガラス(空気層 6 ミリメートルのもの)入り建具であるもの ロの場合、ガラス単板二枚使用(中間空気層 12 ミリメートル以上のもの)、複層ガラス(空気層 12 ミリメートルのもの)又は低放射複層ガラス(空気層 6 ミリメートルのもの)入り建具であるもの

IV 及 V	二重構造のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率が 4.00 以下であるもの	ガラス単板入り建具の二重構造であるもの
	一重構造のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率が 4.00 以下であるもの	ガラス単板 2 枚使用（中間空気層 12 ミリメートル以上のもの）又は複層ガラス（空気層 6 ミリメートルのもの）入り建具であるもの
VI	一重構造のガラス入り建具で、ガラスの日射侵入率が 0.43 以下のもの	遮熱低放射複層ガラス（空気層 6 ミリメートル以上のもの）又は熱線反射ガラス 3 種入り建具であるもの
1 ガラス中央部の熱貫流率は、日本工業規格 R3107 - 1998（板ガラス類の熱抵抗及び建築における熱貫流率の算定方法）又は日本工業規格 A1420 - 1999（建築用構成材の断熱性測定方法）に定める測定方法によるものとする。 2 「低放射複層ガラス」とは、低放射ガラスを使用した複層ガラスをいい、日本工業規格 R3106-1998（板ガラス類の透過率・反射率・放射率・日射熱取得率の試験方法）に定める垂直放射率が 0.20 以下のガラスを 1 枚以上使用したもの又は垂直放射率が 0.35 以下のガラスを 2 枚以上使用したものをいう。 3 「金属製熱遮断構造」とは、金属製の建具で、その枠又は框等の中間部をポリ塩化ビニル材等の断熱性を有する材料で接続した構造をいう。以下同じ。		

※上記と同等以上の性能を有することを確認することができる内窓設置、外窓交換、ガラス交換については、これによらず、エコリフォームのポイント発行の対象とすることができます。

※引戸、ドアについては住宅版エコポイントの対象となりません。